



鹿沼市告示第 1 2 5 号

鹿沼市斎場申請システム構築及び保守業務公募型プロポーザルの実施について、事業候補者を選定するため、次のとおり告示する。

令和 6 年 6 月 3 日

鹿沼市長 佐 藤 信



1 業務の概要

業 務 の 名 称	鹿沼市斎場申請システム構築及び保守業務	
履行（契約）期間	令和 6 年 9 月 1 日から令和 1 1 年 1 1 月 3 0 日まで ※ 5 年 3 か月間の長期継続契約とする。	
シ ス テ ム の 利 用 開 始 時 期 等	令和 6 年 9 月 1 日から	システム構築開始
	令和 6 年 1 2 月 1 日から	運用テスト開始
	令和 7 年 1 月 1 日から	本稼働開始

※ 契約締結日から運用テスト開始の前日までは、システム構築に向けた協議、調整、構築作業等を実施する。

※ システム構築とは、業者選定に参加しようとする者が保有するパッケージシステムについて、本市の求める仕様にその設定を変更するための作業工程をいう。

2 提案上限額

- (1) 本業務の提案上限額は、5, 7 7 5, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税の相当額を含む。）とする。なお、当該提案上限額を超える提案をした者は、失格とする。
- (2) 前号の提案上限額は、履行期間内に必要となる経費の総額とする。
- (3) システム導入に係る打合せに要する経費は、第 1 号の提案上限額に含まれるものとする。

3 参加資格

次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。

- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する事実があったと認められる場合は、その事実があった後2年を経過していること。
- (4) 破産手続開始の申立て、再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てがされていないこと。
- (5) 鹿沼市建設工事請負業者等指名停止基準（昭和60年鹿沼市告示第113号）第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (6) 令和6年4月1日時点で、本市と同規模程度の自治体（一部事務組合を含む。）と直接契約を締結することにより、システムを構築し、及びシステムに係る保守契約を締結している実績が5件以上あること。
- (7) その役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 市長が、本業務を適切に実施するために必要な資力、技術、人員等を有する者として認めるものであること。

4 業者選定に係る期日及び実施内容

業者選定に係る期日及び実施内容については、次の表のとおりとする。

期 日	実 施 内 容
令和6年6月 3日	業者選定の開始及び要綱、仕様書、提案書類等の公表
〃 6月12日	参加申込書（様式第1号）及び業務実績表（様式第2号）の提出期限
〃 6月19日	資格審査結果通知書（様式第3号）により、参加資格の有無を申込者に通知
〃 6月19日	質問書（様式第4号）の受付開始。回答は、回答書（様式第5号）により随時実施
〃 7月 3日	質問書（様式第4号）の受付終了
〃 7月 8日	全ての質問及び回答を全参加申込者へ送付
〃 6月19日から 〃 7月16日まで	提案書（様式第6号）、その他添付書類等（様式第7号から様式第9号まで）の提出期間
〃 7月29日	第1次審査結果通知書（様式第10号）の送付
〃 8月 5日 〃 8月 7日（午前） ※7日は、予備日とする。	第2次審査をプレゼンテーション及びヒアリング審査により実施
〃 8月19日	業者選定結果通知書（様式第11号）の送付

5 配布書類

市のホームページからダウンロードすること。

(1) プロポーザル実施関連

ア 鹿沼市斎場申請システム構築及び保守業務公募型プロポーザル実施要綱

イ 鹿沼市斎場申請システム構築及び保守業務に関する仕様書

※仕様書に記載の帳票（様式）を含む。

ウ 鹿沼市斎場申請システム構築及び保守業務公募型プロポーザル審査項目及び評価基準表

(2) 提出書類関連（本市が送付する書類を含む。）

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 業務実績表（様式第2号）

ウ 資格審査結果通知書（様式第3号）

エ 質問書（様式第4号）

オ 回答書（様式第5号）

カ 提案書（様式第6号）

キ 仕様への代替案提案書（様式第7号）

ク 提案金額積算表（様式第8号）

ケ 業務工程表（様式第9号）

コ 第1次審査結果通知（様式第10号）

サ 業者選定結果通知書（様式第11号）

シ 業者選定辞退届（様式第12号）

ス 非選定理由説明要求書（様式第13号）

6 事業候補者の審査

プロポーザルの審査において、公平性及び透明性を確保するため、鹿沼市斎場申請システム構築及び保守業務事業候補者選定委員会を設置し、第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施する。審査は、経費の総額及び導入実績を評価点に換算し、さらに評価項目ごとに選定委員会の委員が評価を行い、それらを合算したものを参加者の評価点とする。

7 担当部署

〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町 1688-1

鹿沼市 市民部 市民課 市民サービス係

TEL：0289-63-2121 FAX：0289-65-4952

Email：shimin@city.kanuma.lg.jp

8 その他の詳細

その他の詳細については、鹿沼市斎場申請システム構築及び保守業務公募型プロポーザル実施要綱（仕様書及び帳票を含む。）による。